

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名：一級河川 安治川（旧淀川）安治川水門自家発電設備補修工事

西大阪治水事務所の所管する安治川水門は、台風等の高潮時および津波発生時に、河川への逆流を防止するために、重要な役目を果たす施設であり、非常時に安全で確実な運転を行うためには、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、安治川水門に設置されている自家発電設備の補修工事を実施するものである。

当該発電設備は、平成11年に設置されて、令和2年現在で21年経過しており、老朽化が進み起動不良が生じ、早急に信頼性確保に向けた補修が必要である。

当該発電設備は、緊急時に水門を動作させるための動力源であり、重要な機能を有している。また、いわゆる汎用設備ではなく、安治川水門の機能・構造に合わせて固有又は独自に開発設計した技術等が採用されており、これらの情報技術は設置者の技術財産であり一切公開されていない。

従って、本工事を実施するためには、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想、システム操作についてのノウハウを熟知している等、特別な能力が必要である。

よって、当該設備の設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社から保守点検・維持管理・修繕等メンテナンス部門を受け継いだ三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部以外にその能力を有するものがない。

以上のことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を徴収せず、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。